

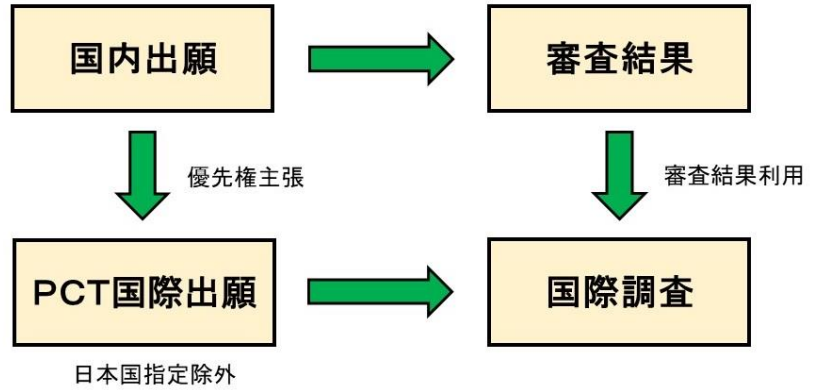
① PCT国際出願の調査手数料

PCT国際出願において、国際調査機関が日本国特許庁の場合の調査手数料は、2022年4月1日に70,000円から143,000円と大幅に上がっておりますが、国内出願等の審査結果が利用できる場合は、57,000円（軽減申請している場合は、それに応じた金額）を返還請求することができます。

(1) 願書の記載

オンラインの場合は、「先の調査」における国名を「JP」とし、国内出願の出願日と出願番号を入力します。

国際調査の開始前に、国内出願について審査請求しておくことが必要です。



(2) 通知書の送付

国際調査報告と共に「先の調査等の結果の利用状況に関する通知書」が送付され、先の調査等の結果の相当部分を利用することができた場合には、「PCT国際出願における調査手数料の一部返還請求書」を特許庁国際出願室受理官庁に提出します。

(3) 注意事項

国内出願を優先権主張の基礎としてPCT国際出願をした場合、日本国の指定を除外又は取下げをしていないと、優先日（国内出願日）から16ヶ月で先の国内出願は取り下げたものとみなされてしまいます（日本国の指定は、国内優先権を主張した新出願になっていくためです）ので、先の調査結果が得られなくなることがあります。ただ、先の国内出願の査定が確定していた場合は大丈夫です。

なお、優先日から16ヶ月経過後に日本国の指定を取り下げた場合、先の国内出願はみなし取下げになった上、国内移行による新出願もできなくなり、日本で権利を取得することができなくなります。

(記載例)

特許協力条約

発行人 日本国特許庁（国際調査機関） 代理人 代理 任 印 あて名 〒000-0000 日本国東京区△△△ ○-○-○		PCT 先の調査等の結果の利用状況に関する通知書 （法施行規則第50条） [PCT規則16.3及び4.1]	
出願又は代理人の書籍記号 56789		発注日 (日.月.年) 通知	
国際出願番号 PCT/JP2015/999999		国際出願日 (日.月.年) 25.02.2015	
出願人（氏名又は名称） 株式会社△△△			
先の国際出願又は願書に表示された国内出願の出願番号 <input type="checkbox"/> PCT / <input type="checkbox"/> / <input checked="" type="checkbox"/> 特願 2014 - ×××××× <input type="checkbox"/> 実願 -			
利用状況 1. <input checked="" type="checkbox"/> 先の調査等の結果の相当部分を利用することができる。 2. <input type="checkbox"/> 次の理由により、上記1に該当しない。 <input type="checkbox"/> 上記先の国内出願が調査手数料の一部返還を受けるために必要な書誌的事項を有していない。 <input type="checkbox"/> 上記先の国際出願について国際調査報告を作成しない旨の決定がされている。 <input type="checkbox"/> 上記先の国際出願の国際調査又は上記先の国内出願の審査等が着手可能でない。 <input type="checkbox"/> 上記先の国際出願の国際調査報告又は上記先の国内出願の審査等の結果がこの国際出願の国際調査報告の作成のために有用でない。			
名称及びあて名 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		権限のある職員 特許庁長官 電話番号 03-3581-1101 内線 XXXX	
02 9999			
様式/海外2 (2017年1月)			

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ **029-228-5622**

✉ info@nippo-patent.jp